厚生労働省発子0508第1号

平成 30 年 5 月 8 日

第一次改正 厚生労働省発子0606第2号

令和元年6月6日

第二次改正 厚生労働省発子0605第2号

令 和 2 年 6 月 5 日

第三次改正 厚生労働省発子0706第6号

令 和 3 年 7 月 6 日

第四次改正 厚生労働省発子0623第4号

令 和 4 年 6 月 23 日

指定都市市長 各 中核市市長 殿 市区町村長

厚生労働事務次官 (公 印 省 略)

保育所等整備交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「保育所等整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

保育所等整備交付金交付要綱

(通則)

1 保育所等整備交付金(以下「交付金」という。)については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この交付金は、保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費(小規模保育事業所の場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が買収する場合を含む。)、並びに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁の整備及び保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、保育所等待機児童の解消を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この交付金は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために市町村が策定する市町村整備計画(以下「整備計画」という。)に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所に関する施設整備事業、防音壁設置計画(以下「設置計画」という。)に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁整備事業(以下「防音壁整備事業」という。)及び防犯対策強化整備計画(以下「防犯計画」という。)に基づいて実施される保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策強化整備事業(以下「防犯対策強化整備事業」という。)に交付する。

(定義)

4 この交付要綱において「保育所等」、「保育所機能部分」、「小規模保育事業所」、「防音壁整備事業」、「防犯対策強化整備事業」とは、次の表に定める施設又は事業をいう。

区分	定義
保育所等	・児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所 (同法第 56 条の 8 に規定する公私連携型保育所を含む。以下この項にお
pixt 3771 · 3	いて同じ。)

	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法
	律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」)という。)第3条第
	1 項に基づく認定を受けることができる保育所において、保育を必要と
	する子どもに保育を実施する部分
	・認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(認定こ
	ども園法第 34 条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。)
	において、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設としての保育
	を実施する部分
	・平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の
	設置運営について」に基づき設置する保育所分園
	·平成 28 年 8 月 8 日府子本第 555 号·28 文科初第 682 号·雇児発 0808 第
	1 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚
	生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において
	新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼保連携
	型認定こども園分園・保育所型認定こども園分園において保育を必要とす
	る子どもに保育を実施する部分
	・認定こども園法第3条第1項及び第3項に基づく認定を受けることがで
	きる幼稚園において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分(当
	該施設の定員が 20 人以上の場合に限る。)
	·平成 28 年 8 月 8 日府子本第 555 号·28 文科初第 682 号·雇児発 0808 第
保育所機能部分	1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚
	生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において
	新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼稚園型
	認定こども園分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部
	分
小規模保育事業所	・児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う事業所
	・近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所等、保育所機能部分
防音壁整備事業	又は小規模保育事業所の防音壁設置に係る費用の一部を補助する事業
防犯対策強化	・施設の防犯対策を強化する観点から、保育所等又は小規模保育事業所の防
整備事業	犯対策の強化に係る費用の一部を補助する事業

5 この交付要綱において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容	
新設	創設	・新たに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所を整備する	
		こと。	
		(地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を活	
		用して、定員 30 名までの小規模な保育所を整備する事業を含む。)	

	-	
修理	大規模修繕等	・既存施設について、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612002 号厚生労
		働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交
		付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備する
		こと。
		・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策として
		の高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業(以
		下「耐震化等整備事業」という。)においては、既存施設の耐震補強
		のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造
		等を行う次の整備をすること。
		① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等
		付帯設備の改造工事
		② その他必要と認められる上記に準ずる工事
改造	増築	・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既
		存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。
	改築	・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含
		む。)をすること。
		* 改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とするこ
		とができる。
		*地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備 (増
		改築及び改築)については、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612010
		号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地すべり防止危険か
		所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り
		扱う。
整備	老朽民間児童	・社会福祉法人が設置する施設について、平成 20 年 6 月 12 日雇児発
	福祉施設整備	第 0612001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児
		童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備(一部改築を含
		む。)をすること。
	防音壁整備	・近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備
		(市町村が必要性を認めたものに限る。)
	防犯対策の強	・防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等
	化に係る整備	の設置・修繕等必要な安全対策に係る整備

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業は、次の表の①の施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠((4) 防音壁を設置する施設及び(5) 防犯対策の強化に係る整備を行う施設を除く。)により、③欄に定める設置主体が設置する施設に係る施設整備事業に対し、市町村が行う補助事業((3)小規模保育事業所については公立施設の施設整備事業を除く。)とする。

① 施設の種類	② 設置根拠	③ 設置主体
(1)保育所等	児童福祉法第 35 条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社
	及び同法第 56 条の8第3	団法人、公益財団法人又は学校法人
	項並びに認定こども園法	(幼保連携型認定こども園を構成
	第 17 条第 1 項及び同法第	する幼稚園及び保育所の設置者が
	34条第3項	同一の学校法人であって、当該保育所
		の施設整備を行う場合に限る。)
		(以下「社会福祉法人等」という。)
		ただし、「新子育て安心プラン実施計
		画」の採択を受けている市町村又は、
		「新子育て安心プラン実施計画」の採
		択を受けていない市町村のうち財政
		力指数が 1.0 未満の市町村は、市町村
		が認めた者(公立施設を除く。)とす
		る。
(2)保育所機	認定こども園法第3条第	社会福祉法人又は学校法人(幼稚園型
能部分	2 項第 1 号及び第 4 項第 	認定こども園を構成する幼稚園の設
	1号	置者と同一の学校法人が、当該保育所
		機能部分の施設整備を行う場合に限
		る。)
		ただし、「新子育て安心プラン実施計
		画」の採択を受けている市町村又は、
		「新子育て安心プラン実施計画」の採
		択を受けていない市町村のうち財政
		力指数が1.0未満の市町村は、市町村
		が認めた者(公立施設を除く。)とす -
(3) 小規模保	 児童福祉法第 34 条の 15	る。 市町村が認めた者(公立施設を含む。)
(3) 小規模体 育事業所	児里価値広第 34 米の 15 第1項及び第2項	川町がが続めた名(公立肥政を召り。)
	扣 □ 次及 ∪ 77 ⊆ 次	* = 「①
(4)防音壁を	_	本表「①施設の種類」の(1)(2)(3)
設置する		に応じた「③設置主体」
施設 施設 (5) 防犯対策	_	 本表「①施設の種類」の(1)(3)に
の強化に	_	本衣「①施設の種類」の(I)(3)に 応じた「③設置主体」
係る整備		ルントーツ改旦工作]
を行う施		
設		
以		

(交付金の対象除外)

7 この交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1)土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると 認められる場合における当該建物の買収を除く。) に要する費用
- (3)職員の宿舎に要する費用
- (4) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用
- (5) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (6) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、市町村に対し、整備計画、設置計画又は防犯計画(以下「整備計画等」 という。)に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものとし、そ の交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる ものとする。

- (1) 6の(1) の事業(保育所等)
 - ア 「新子育で安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が 1.0 未満の市町村又は財政力指数が 1.0 以上であって、整備を行う年度(以下「整備年度」という。)の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)であって、原則として、「新子育で安心プラン実施計画」上、施設整備を行う保育所等が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申込児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分(「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。以下同じ。)の利用定員総数が増加する施設整備事業
 - (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表1-1、別表2-1で定める基準により算出した基準額の合計を 交付基礎額とする。
 - (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

- (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表1-1、別表1-2、別表2-2で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。
- (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2で定める対象 経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較してい ずれか少ない方の額の合計に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を算出 する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算

出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

- (2) 6の(2) の事業(保育所機能部分)
 - ア 市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築、改築及び 老朽民間児童福祉施設整備に限る。)
 - (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表1-3、別表2-5で定める基準により算出した基準額の合計を 交付基礎額とする。
 - (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

- (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表1-4で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。
- (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-4で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(3) 6の(3) の事業(小規模保育事業所)

- ア 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が 1.0 未満の市町村又は財政力指数が 1.0 以上であって、整備年度の 4 月 1 日現在の待機児童数が 10 人以上、かつ当該年度の保育拡大量が 90 人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の 4 月 1 日時点の申込児童数が整備年度の 4 月 1 日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業
 - (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表1-5、別表2-8で定める基準により算出した基準額の合計を 交付基礎額とする。
 - (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表1-5、別表1-6、別表2-9で定める基準により算出した基

準額の合計を交付基礎額とする。

- (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6で定める対象 経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較してい ずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出 する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- (4) 6の(4)の事業(防音壁を設置する施設)

市町村が策定する設置計画に基づく施設整備事業

- (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表1-7で定める基準額を交付基礎額とする。
- (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-7で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- (5)6の(5)の事業(防犯対策の強化に係る整備を行う施設) 市町村が策定する防犯計画に基づく施設整備事業
 - ① 門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合
 - (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8の第3欄のアで定める基準額を交付基礎額とする。
 - (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
 - ② 非常通報装置等の設置の場合
 - (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8の第3欄のイで定める基準額を交付基礎額とする。
 - (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表に掲げる施設整備事業に係る交付金の交付額の算定にあっては、次により算定するものとする。ただし、対象となる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基

づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律 第 79 号) 第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律 第 14 号) 第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合、8 の (1) (2) (3)、9 の (2) (3) (4) の算定にあっては、算出された基準額に対して、0.08 を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

- (1)次の表の①に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施 設整備事業
 - (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表2-3、別表2-6、別表2-10で定める基準により算出した基準額 の合計を交付基礎額とする。
 - (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表1-1、別表1-3、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出 した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- (2)次の表の②③に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の 施設整備事業
 - (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表2-4、別表2-7、別表2-11で定める基準により算出した基準額 の合計を交付基礎額とする。
 - (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表1-1、別表1-3、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- (3)次の表の④に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施 設整備事業
- 8の(1)(2)(3)、9の(2)について交付金の交付額の算定にあっては、「交付基準額表」中、「津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。
- (4)次の表の⑤に掲げる「保育所等」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業 8の(1)(3)、9の(1)(2)(3)に基づいて算定し、「交付基準額表」中、「待機 児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合」に基づき、交付基礎額を算 出するものとする。
 - ① 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
 - ② 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合

- ③ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))
- ④ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条 第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基 づき政令で定める施設
- ⑤ 平成 28 年4月7日雇児発第 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、参加する自治体が当該事業を行う場合

(交付金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合において、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができるものとする。

(交付の条件)

- 11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
 - (1)事業の内容のうち、整備計画等に記載された建物等の用途を変更する場合には、当該 都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあって は四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければなら ない。
 - (2)整備計画等に記載された事業を中止又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
 - (3)整備計画等に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) この交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を 作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び 証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その 承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (5) 市町村は社会福祉法人等の事業者に対してこの交付金を財源の一部として補助金を 交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
 - ア (1)~(3)に掲げる条件
 - この場合において、「地方厚生(支)局長」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
 - イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得

- し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

エ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。) は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

- (6)(5)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ 地方厚生(支)局長の承認又は指示を受けなければならない。
- (7)事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税又は地方消費税に係る仕入 控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に 納付させることがある。
- (8)事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を 国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 12 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
 - (1) 東京都以外
 - ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。
 - イ 道府県知事は、別紙1の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると 認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、地方厚生(支)局長が 別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

イ 都知事は、別紙1の申請書を受理したときは、関東信越厚生局長が別に定める日までに関東信越厚生局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12に定める申請手続に従い、別に指示する日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

14 地方厚生(支)局長は、12 又は 13 による申請書が到達した日から起算して原則として 2 月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

15 市町村は、交付金の対象となった施設整備事業、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備 事業に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から 10 日以内 に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により 12 月末日現在の状況を翌月 15 日 までに、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生(支)局長に報告しなけ ればならない。

(実績報告)

- 16 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。
 - (1) 東京都以外
 - ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、当該市町村の属する道府県の知事を経由して、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

イ 道府県知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11 の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、都知事を経由して、別紙6の様式による報告書を関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

イ 都知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日の

いずれか早い日までに、関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

17 地方厚生(支)局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

18 特別の事情により、8、12、13、15及び16に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

	(創設、	₋ 増築、増改築、改築及び老朽民間児童 -	直福祉施設整備 <i>)</i>	
1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所等	本体工事費	別表2に掲げる1施設当たりの	施設の整備(施設	別表1-9の
		交付基準額を基準とする。	の整備と一体的に整	とおり
		※1 沖縄振興特別措置法(平成	備されるものであっ	
		14 年法律第 14 号)第4条第1	て、厚生労働大臣が	
		項に規定する沖縄振興計画に基	必要と認めた整備を	
		づく事業、過疎地域の持続的発	含む。)に必要な工事	
		展の支援に関する特別措置法	費又は工事請負費	
		(令和3年法律第19号)第8条	(7に定める費用を	
		第1項に規定する過疎地域持続	除く。)、工事事務費	
		的発展市町村計画に基づく事業	(工事施工のため直	
		及び附則第5条に基づく事業、	接必要な事務に要す	
		山村振興法(昭和40年法律第64	る費用であって、旅	
		号)第8条第1項に規定する山	費、消耗品費、通信運	
		村振興計画に基づく事業、南海	搬費、印刷製本費及	
		トラフ地震に係る地震防災対策	び設計監督料等をい	
		の推進に関する特別措置法(平	い、その額は、工事費	
		成 25 年法律第 87 号) 第 12 条第	又は工事請負費の	
		1項に規定する津波避難対策緊	2.6%に相当する額	
		急事業計画に基づいて実施され	を限度額とする。以	
		る事業のうち、同項第4号に基	下同じ。)、実施設計	
		づき政令で定める施設として行	に要する費用、開設	
		う事業、待機児童解消に向けて	準備に必要な費用、	
		緊急的に対応する施策に基づく	新たに土地を賃借し	
		事業を含む。	て整備する場合に必	
			要な賃借料(敷金を	
		※2 豪雪地帯対策特別措置法	除き礼金を含む。)、	
		(昭和 37 年法律第 73 号)第 2	定期借地権契約によ	
		条第2項の規定に基づき指定さ	り土地を確保し整備	
		れた特別豪雪地帯、奄美群島振	する場合に必要とな	
		興開発特別措置法(昭和 29 年法	る権利金や前払地代	
		律第 189 号)第 1 条に規定され	などの一時金。	
		た奄美群島、離島振興法(昭和	ただし、別の補助	
		28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1	金等又はこの種目と	
		項の規定に基づき指定された離	は別の種目において	
		島振興対策実施地域、小笠原諸	別途交付対象とする	
		島振興開発特別措置法 (昭和 44	費用を除き(以下同	

	年法律第 79 号) 第 4 条第 1 項に	じ。)、工事費又は工
	規定された小笠原諸島又は沖縄	事請負費には、これ
	振興特別措置法(平成14年法律	と同等と認められる
	第14号)第3条第1項第3号に	委託費、分担金及び
	規定された離島のいずれかに所	適当と認められる購
	在する場合は、上記に定める方	入費等を含む。(以下
	法により算定された基準額に対	同じ。)
	して 0.08 を乗じて得た額を加	
	算する。	
解体撤去工	別表2に掲げる1施設当たりの交	解体撤去に必要な工
事費及び仮	付基準額を基準とする。※1、※2	事費又は工事請負費及
設施設整備	について同上。	び仮設施設整備に必要
工事費(災害		な賃借料、工事費又は
復旧に係る		工事請負費
仮設施設整		
備工事費は		
除く。)		

(大規模修繕等)

1 区分 2 種目 3 基準		<u> </u>	(大規模修繕等) 		
な工事費(耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。)については、次のいずれか低い方の価格に別表1 - 9に定める国の負担割合を乗じた額を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負費の2.6%に出場の種類といる。 定題を対して、工事を表し、にの種目とは別の種類をとする。以下同じ。)、実施設別の種類をとする。以下同じ。)、大規模修繕等(耐震化変付対象と可じ。)、工事費以は工を開発を表さる。(以下同じ、入力適等を含む。(以下同じ、入力適等を含む。(以下同じ、入力適等を含む。)については、原表の設施設整備に必要な質情料、工事費又は工事請負費とする。	1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	
における大規模修繕等を含む。)については、次のいずれか低い方の価格に別表1ー 9 に定める国の負担割合を乗じた額を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負費の26%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する表別において別をで付対をで付対をで付対をで付対をで付別をで付対をで付対をで付別をで付対をで付別をで付別をで付別をで付別をで付別をで付別をで付別をで付別をで付別をで付別	保育所等	本体工事費	大規模修繕等その他特別	施設の整備(施設の整	別表1-9の
む。)については、次のいずれか低い方の価格に別表1 — 9に定める国の負担割合を乗じた額を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負業者2社の見報と呼吸を類とする。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者2社の見報と呼吸を類とする。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者2社の見報とでは、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。ただし、別の補助金等又は工事請負費には、これと同等と記められる要託と認められる要託と認められる要託と認められる要託と認められる要託と認められる要託と認められる要素を含む。(以下同じ、)、大規模修繕等(耐震化整備事業を含む。)については、厚質、企業を含む。)については、厚質、企業を含む。)については、厚質、企業を含む。)については、厚質、企業を含む。)については、厚質、企業を含む。)については、厚質、企業を含む。)については、厚質、企業を含む。)と記録を確に必要な質性料、工事費又は工事請負費と認めた額と認めた額と認めた。			な工事費(耐震化等整備事業	備と一体的に整備され	とおり
か低い方の価格に別表 1 - 9 に定める国の負担割合を乗じた額を基準に厚生労働 大臣が必要と認めた額とする。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者 2 社の見積り (2)工事請負業者 2 社の見積り (2)工事請負業者 2 社の見積り (3)工事請負業者 2 社の見積り (4) 工事請負業者 2 社の見積り (5) 工事請負費 の 2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又は工事請負費 の 2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又は二の種目とは別の積目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる要託費、分担金及び適当と認められる要託費、分担金及び適当と認められる要託費、分担金及び適当と認められる関うでも、以下同じ。) 大規模修繕等(耐震化整備事業を含む。)については、厚生労働大臣が必要と認めた額とでは、工事費又は工事請負費			における大規模修繕等を含	るものであって、厚生	
9に定める国の負担割合を 乗じた額を基準に厚生労働 大臣が必要と認めた額とする。 (1)公的機関(都道府県又 は市町村の建築課等)の 見積り (2)工事請負業者2社の見 積り (2)工事請負業者2社の見 積り (2)工事請負業者2社の見 でのでででは、工事費及び設計監督料等をいい、工事費及び設計監督料等をいい、工事費以工事請負費の2.6%に相当する以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又は工の調は会なで付対象とする費用をによいて別途交付対象とする費用をには、これと同業と認められる委託費、分白れる委託費、分白れる委託費、分白れる 議入費等を含む。(以下同じ。)、工事費と認められる委託費、かられる 議入費等を含む。(以下同じ。)、大規模修繕等(耐震化整備事業を含む。)については、厚生労働大臣が必要と認めた額 とする。			む。)については、次のいずれ	労働大臣が必要と認め	
乗じた額を基準に厚生労働 大臣が必要と認めた額とする。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。ただし、別価補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を設められる質別ででは、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) (反設施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設整備工事費(以下配)で、変質借料、工事費又は工事請負費とする。 (本に、れと同等と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) (方と変を必要と認めた額度を含む。)については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。 (本に、工事費では、工事費では、工事費では、工事費では、工事費では、工事費では、工事費では、工事費では、工事請負費とする。)については、厚生労働大臣が必要と認めた額となる。 (1)公的機関(都道府県であり、第一度の額は、工事は関係では、工事請負費とする。)、工事請負費			か低い方の価格に別表1-	た整備を含む。)に必要	
大臣が必要と認めた額とする。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負業者2社の見積り (2)工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目とする費用を除き(以下同じ。)、工事費以は工事請負費には、これと同等と認められる費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる要託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) (反設施設整備工事費(災害復旧に東条を含む。)については、厚保る仮設施設整備に必要と認めた額損工事費又は工事請負費			9に定める国の負担割合を	な工事費又は工事請負	
る。			乗じた額を基準に厚生労働	費(7に定める費用を	
(1) 公的機関(和道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 工事請負業者 2 社の見積り (2) 工事請負業者 2 社の見積り (2) 工事請負業者 2 社の見積り (2) 工事請負業者 2 社の見積り (2) 工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) (仮設施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設整備工事費に対しては、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。			大臣が必要と認めた額とす	除く。)、工事事務費(工	
は市町村の建築課等)の 見積り (2)工事請負業者2社の見 積り (2)工事請負業者2社の見 積り (2)工事請負業者2社の見 積り (2)工事請負費 の2.6%に相当する額 を限度額とする。以下 同じ。)、実施設計に要 する費用。 ただし、別の補助金 等又はこの種目とは別 の種目において別途交 付対象とする費用を除 き(以下同じ。)、工事 費又は工事請負費 には、これと同等と認められる委託費、分担金 及び適当と認められる 購入費等を含む。(以下 同じ。) (以下同じ。) 大規模修繕等(耐震化整備 事業を含む。)については、厚 佐設施設整備に必要 な賃借料、工事費又は 工事費又は 工事費及は 工事費では 工事費では 工事費ででは 、これと同等と認め 、これを類等を含む。(以下 同じ。) 、工事費では 、工事費を 、工事費では 、工事費を 、工事費で 、工事費を 、工事費で 、工事費で 、工事費で 、工事費で 、工事費で 、工事費で 、工事費を 、工事費で 、工事 、工事費で 、工事 、工事 、工事 、工事 、工事 、工事 、工事 、工事 、工事 、工事			る。	事施工のため直接必要	
現積り (2)工事請負業者2社の見 積り (2)工事請負業者2社の見 積り (2)工事請負業者2社の見 積り (2)工事請負業 (2)工事請負費 (2)工事請負費 (2)工事請負費 (2)工事請負費 (3)工事費又は工事請負費 (3)工事(1) の種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費とは工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる講入費等を含む。(以下同じ。) (仮設施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設整備工事費は除とする。)については、厚佐設施設整備に必要と認めた額とする。とする。			(1)公的機関(都道府県又	な事務に要する費用で	
(2)工事請負業者2社の見 積り 製本費及び設計監督料 等をいい、その額は、 工事費又は工事請負費 の 2.6%に相当する額 を限度額とする。以下 同じ。)、実施設計に要 する費用。 ただし、別の補助金 等又はこの種目とは別 の種目において別途交 付対象とする費用を除 き(以下同じ。)、工事 費又は工事請負費に は、これと同等と認められる 購入費等を含む。(以下 同じ。) 、工事 費では、これと同等と認められる 購入費等を含む。(以下 同じ。) 、工事費(災害復旧に 係る仮設施設整備 事業を含む。)については、厚 係る仮設施設整備 とする。			は市町村の建築課等)の	あって、旅費、消耗品	
横り 等をいい、その額は、 工事費又は工事請負費 の 2.6%に相当する額 を限度額とする。以下 同じ。)、実施設計に要 する費用。 ただし、別の補助金 等又はこの種目とは別 の種目において別途交 付対象とする費用を除 き(以下同じ。)、工事 費又は工事請負費に は、これと同等と認められる 購入費等を含む。(以下 同じ。) 仮設施設整備工 事費(災害復旧に 係る仮設施設整 備工事費は除 とする。)については、厚 生労働大臣が必要と認めた額 ボニ事費は除			見積り	費、通信運搬費、印刷	
工事費又は工事請負費 の 2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) (仮設施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設整備に必要と認めた額に必要と認めた額に必要と認めた額に必要と認めた額となる。) については、厚生労働大臣が必要と認めた額に必要な賃借料、工事費又は工事請負費			(2)工事請負業者2社の見	製本費及び設計監督料	
の 2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる。購入費等を含む。(以下同じ。) (仮設施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設整備に必要と認めた額と認めた額とする。)については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。			積り	等をいい、その額は、	
を限度額とする。以下 同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) 「仮設施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設整備に必要と認めた額」と認めた額とする。 「使きをというについては、原生労働大臣が必要と認めた額」とする。				工事費又は工事請負費	
同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金 等又はこの種目とは別 の種目において別途交 付対象とする費用を除 き(以下同じ。)、工事 費又は工事請負費に は、これと同等と認め られる委託費、分担金 及び適当と認められる 購入費等を含む。(以下 同じ。) 仮設施設整備エ 事費(災害復旧に 事業を含む。)については、厚 係る 仮設施設整 備工事費 は除 とする。				の 2.6%に相当する額	
する費用。 ただし、別の補助金 等又はこの種目とは別 の種目において別途交 付対象とする費用を除 き(以下同じ。)、工事 費又は工事請負費に は、これと同等と認め られる委託費、分担金 及び適当と認められる 購入費等を含む。(以下 同じ。) 仮設施設整備工 事費(災害復旧に 係る仮設施設整 備工事費は除 とする。				を限度額とする。以下	
ただし、別の補助金 等又はこの種目とは別 の種目において別途交 付対象とする費用を除 き(以下同じ。)、工事 費又は工事請負費に は、これと同等と認め られる委託費、分担金 及び適当と認められる 購入費等を含む。(以下 同じ。) 仮設施設整備工 事費(災害復旧に 係る仮設施設整 備工事費は除 とする。				同じ。)、実施設計に要	
等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) 「仮設施設整備工事費(災害復旧に事業を含む。)については、厚係る仮設施設整に必要と認めた額に関係る仮設施設整に必要と認めた額に関する。				する費用。	
の種目において別途交 付対象とする費用を除 き(以下同じ。)、工事 費又は工事請負費に は、これと同等と認め られる委託費、分担金 及び適当と認められる 購入費等を含む。(以下 同じ。) 仮設施設整備工 事費(災害復旧に 係る仮設施設整 備工事費は除とする。				ただし、別の補助金	
付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる 購入費等を含む。(以下同じ。) 仮設施設整備工事費(災害復旧に事業を含む。)については、厚な賃借料、工事費又は工事請負費 本賃借料、工事費又は工事請負費 大規模修繕等(耐震化整備 仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費				等又はこの種目とは別	
き(以下同じ。)、工事 費又は工事請負費に は、これと同等と認め られる委託費、分担金 及び適当と認められる 購入費等を含む。(以下 同じ。) 仮設施設整備工 事費(災害復旧に 係る仮設施設整 備工事費は除とする。				の種目において別途交	
費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) 仮設施設整備工 大規模修繕等(耐震化整備 仮設施設整備に必要事費(災害復旧に 事業を含む。)については、厚な賃借料、工事費又は任係る仮設施設整 生労働大臣が必要と認めた額 工事請負費				付対象とする費用を除	
は、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる 購入費等を含む。(以下同じ。) 仮設施設整備工事費(災害復旧に審業を含む。)については、厚係る仮設施設整集労働大臣が必要と認めた額に事請負費				き(以下同じ。)、工事	
られる委託費、分担金 及び適当と認められる 購入費等を含む。(以下 同じ。) 仮設施設整備工 事費(災害復旧に 事業を含む。)については、厚 係る仮設施設整 生労働大臣が必要と認めた額 工事請負費				費又は工事請負費に	
及び適当と認められる 購入費等を含む。(以下 同じ。) 仮設施設整備工 大規模修繕等(耐震化整備 仮設施設整備に必要 事費(災害復旧に 事業を含む。)については、厚 係る仮設施設整 生労働大臣が必要と認めた額 工事請負費 備工事費は除 とする。				は、これと同等と認め	
購入費等を含む。(以下同じ。) 仮設施設整備工 大規模修繕等(耐震化整備 仮設施設整備に必要事費(災害復旧に 事業を含む。)については、厚 な賃借料、工事費又は 係る仮設施設整 生労働大臣が必要と認めた額 工事請負費 は 除 とする。				られる委託費、分担金	
している では、				及び適当と認められる	
仮設施設整備工 大規模修繕等(耐震化整備 仮設施設整備に必要 事費(災害復旧に 事業を含む。)については、厚 な賃借料、工事費又は 係る仮設施設整 生労働大臣が必要と認めた額 工事請負費 は 除 とする。				購入費等を含む。(以下	
事費(災害復旧に 事業を含む。)については、厚 な賃借料、工事費又は 係る仮設施設整 生労働大臣が必要と認めた額 工事請負費 は 除 とする。				同じ。)	
係る仮設施設整 生労働大臣が必要と認めた額 工事請負費 備 工 事 費 は 除 とする。		仮設施設整備工	大規模修繕等(耐震化整備	仮設施設整備に必要	
備工事費は除とする。		事費(災害復旧に	事業を含む。) については、厚	な賃借料、工事費又は	
		係る仮設施設整	生労働大臣が必要と認めた額	工事請負費	
(.)		備工事費は除	とする。		
		⟨∘⟩			

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

	2 番目	2 甘淮	1 计色级弗	5 名中則公
1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
	本体工事費	別表2に掲げる1施設当た	施設の整備(施設	別表1-9の
機能部分		りの交付基準額を基準とする。	の整備と一体的に整	とおり
		※1 沖縄振興特別措置法(平	備されるものであっ	
		成14年法律第14号)第4条	て、厚生労働大臣が	
		第1項に規定する沖縄振興	必要と認めた整備を	
		計画に基づく事業、過疎地域	含む。)に必要な工事	
		の持続的発展の支援に関す	費又は工事請負費	
		る特別措置法(令和3年法律	(7に定める費用を	
		第 19 号)第8条第1項に規	除く。)、工事事務費	
		定する過疎地域持続的発展	(工事施工のため直	
		市町村計画に基づく事業及	接必要な事務に要す	
		び附則第5条に基づく事業、	る費用であって、旅	
		山村振興法(昭和 40 年法律	費、消耗品費、通信運	
		第 64 号)第8条第1項に規	搬費、印刷製本費及	
		定する山村振興計画に基づ	び設計監督料等をい	
		く事業、南海トラフ地震に係	い、その額は、工事費	
		る地震防災対策の推進に関	又は工事請負費の	
		する特別措置法(平成 25 年	2.6%に相当する額	
		法律第87号)第12条第1項	を限度額とする。以	
		に規定する津波避難対策緊	下同じ。)、実施設計	
		急事業計画に基づいて実施	に要する費用。	
		される事業のうち、同項第4	ただし、別の補助	
		号に基づき政令で定める施	金等又はこの種目と	
		設として行う事業を含む。	は別の種目において	
			別途交付対象とする	
		※2 豪雪地帯対策特別措置	費用を除き(以下同	
		法(昭和 37 年法律第 73 号)	じ。)、工事費又は工	
		第2条第2項の規定に基づ	事請負費には、これ	
		き指定された特別豪雪地帯、	と同等と認められる	
		奄美群島振興開発特別措置	委託費、分担金及び	
		法(昭和 29 年法律第 189 号)	適当と認められる購	
		第 1 条に規定された奄美群	入費等を含む。(以下	
		島、離島振興法(昭和 28 年	同じ。)	
		法律第72号)第2条第1項		
		の規定に基づき指定された		
		離島振興対策実施地域、小笠		

	Т		
		原諸島振興開発特別措置法	
		(昭和 44 年法律第 79 号) 第	
		4条第1項に規定された小笠	
		原諸島又は沖縄振興特別措	
		置法(平成14年法律第14号)	
		第3条第1項第3号に規定さ	
		れた離島のいずれかに所在	
		する場合は、上記に定める方	
		法により算定された基準額	
		に対して 0.08 を乗じて得た	
		額を加算する。	
角	解体撤去工事費	別表2に掲げる1施設当たり	解体撤去に必要な工
7	及び仮設施設整	の交付基準額を基準とする。※	事費又は工事請負費及
ſ	備工事費(災害復	1、※2について同上。	び仮設施設整備に必要
I	旧に係る仮設施		な賃借料、工事費又は
Ī	設整備工事費は		工事請負費
[5]	除く。)		

(大規模修繕等)

		(人規模修繕寺)		
1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所	本体工事費	大規模修繕等その他特別な工	施設の整備(施設の	別表1-9の
機能部分		事費(耐震化等整備事業におけ	整備と一体的に整備さ	とおり
		る大規模修繕等を含む。)につい	れるものであって、厚	
		ては、次のいずれか低い方の価	生労働大臣が必要と認	
		格に別表1-9に定める国の負	めた整備を含む。)に必	
		担割合を乗じた額を基準に厚生	要な工事費又は工事請	
		労働大臣が必要と認めた額とす	負費(7に定める費用	
		る。	を除く。)、工事事務費	
		(1)公的機関(都道府県又は市	(工事施工のため直接	
		町村の建築課等)の見積り	必要な事務に要する費	
		(2)工事請負業者2社の見積	用であって、旅費、消耗	
		ij	品費、通信運搬費、印刷	
			製本費及び設計監督料	
			等をいい、その額は、工	
			事費又は工事請負費の	
			2.6%に相当する額を	
			限度額とする。以下同	
			じ。)、実施設計に要す	
			る費用。	
			ただし、別の補助金	
			等又はこの種目とは別	
			の種目において別途交	
			付対象とする費用を除	
			き(以下同じ。)、工事費	
			又は工事請負費には、	
			これと同等と認められ	
			る委託費、分担金及び	
			適当と認められる購入	
			費等を含む。(以下同	
			じ。)	
	仮設施設整備工事	大規模修繕等(耐震化整備事業	仮設施設整備に必要	
	費(災害復旧に係	 を含む。)については、厚生労働大	な賃借料、工事費又は	
	┃ ┃ る仮設施設整備工	 臣が必要と認めた額とする。	 工事請負費	
	事費は除く。)			
	1	1	I.	1

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

	(創設、			
1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
小規模保	本体工事費	別表2に掲げる1施設当たりの	施設の整備(施設	別表1-9の
育事業所		交付基準額を基準とする。	の整備と一体的に整	とおり
		※1 沖縄振興特別措置法(平成	備されるものであっ	
		14 年法律第 14 号)第4条第1	て、厚生労働大臣が	
		項に規定する沖縄振興計画に基	必要と認めた整備を	
		づく事業、過疎地域の持続的発	含む。)に必要な工事	
		展の支援に関する特別措置法	費又は工事請負費	
		(令和3年法律第19号)第8条	(7に定める費用を	
		第1項に規定する過疎地域持続	除く。)、工事事務費	
		的発展市町村計画に基づく事業	(工事施工のため直	
		及び附則第5条に基づく事業、	接必要な事務に要す	
		山村振興法(昭和40年法律第64	る費用であって、旅	
		号)第8条第1項に規定する山	費、消耗品費、通信運	
		村振興計画に基づく事業、南海	搬費、印刷製本費及	
		トラフ地震に係る地震防災対策	び設計監督料等をい	
		の推進に関する特別措置法(平	い、その額は、工事費	
		成 25 年法律第 87 号) 第 12 条第	又は工事請負費の	
		1項に規定する津波避難対策緊	2.6%に相当する額	
		急事業計画に基づいて実施され	を限度額とする。以	
		る事業のうち、同項第4号に基	下同じ。)、実施設計	
		づき政令で定める施設として行	に要する費用、開設	
		う事業、待機児童解消に向けて	準備に必要な費用、	
		緊急的に対応する施策に基づく	新たに土地を賃借し	
		事業を含む。	て整備する場合に必	
			要な賃借料(敷金を	
		※2 豪雪地帯対策特別措置法	除き礼金を含む。)、	
		(昭和 37 年法律第 73 号)第 2	定期借地権契約によ	
		条第2項の規定に基づき指定さ	り土地を確保し整備	
		れた特別豪雪地帯、奄美群島振	する場合に必要とな	
		興開発特別措置法(昭和 29 年法	る権利金や前払地代	
		律第 189 号)第1条に規定され	などの一時金。	
		た奄美群島、離島振興法(昭和	ただし、別の補助	
		28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1	金等又はこの種目と	
		項の規定に基づき指定された離	は別の種目において	
		島振興対策実施地域、小笠原諸	別途交付対象とする	
		島振興開発特別措置法(昭和 44	費用を除き(以下同	

	年法律第 79 号) 第 4 条第 1 項に	じ。)、工事費又は工
	規定された小笠原諸島又は沖縄	事請負費には、これ
	振興特別措置法(平成14年法律	と同等と認められる
	第14号)第3条第1項第3号に	委託費、分担金及び
	規定された離島のいずれかに所	適当と認められる購
	在する場合は、上記に定める方	入費等を含む。(以下
	法により算定された基準額に対	同じ。)
	して 0.08 を乗じて得た額を加	
	算する。	
解体撤去工	別表2に掲げる1施設当たりの交	解体撤去に必要な工
事費及び仮	付基準額を基準とする。※1、※2	事費又は工事請負費及
設施設整備	について同上。	び仮設施設整備に必要
工事費(災害		な賃借料、工事費又は
復旧に係る		工事請負費
仮設施設整		
備工事費は		
除く。)		

(大規模修繕等)

		(大規模修繕等 <i>)</i>	I	
1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
小規模保	本体工事費	大規模修繕等その他特別な	施設の整備(施設の整	別表1-9の
育事業所		工事費(耐震化等整備事業に	備と一体的に整備さ	とおり
		おける大規模修繕等を含む。)	れるものであって、厚	
		については、次のいずれか低	生労働大臣が必要と	
		い方の価格に別表1-9に定	認めた整備を含む。)	
		める国の負担割合を乗じた額	に必要な工事費又は	
		を基準に厚生労働大臣が必要	工事請負費(7に定め	
		と認めた額とする。	る費用を除く。)、工事	
		(1)公的機関(都道府県又	事務費(工事施工のた	
		は市町村の建築課等)の	め直接必要な事務に	
		見積り	要する費用であって、	
		(2)工事請負業者2社の見	旅費、消耗品費、通信	
		積り	運搬費、印刷製本費及	
			び設計監督料等をい	
			い、その額は、工事費	
			又は工事請負費の	
			2.6%に相当する額を	
			限度額とする。以下同	
			じ。)、実施設計に要す	
			る費用。	
			ただし、別の補助金	
			等又はこの種目とは	
			別の種目において別	
			途交付対象とする費	
			用を除き(以下同	
			じ。)、工事費又は工事	
			請負費には、これと同	
			等と認められる委託	
			費、分担金及び適当と	
			認められる購入費等	
			を含む。(以下同じ。)	
	仮設施設整備工事	大規模修繕等(耐震化整備事	仮設施設整備に必	
	費(災害復旧に係	業を含む。)については、厚生	要な賃借料、工事費又	
	る仮設施設整備工	労働大臣が必要と認めた額と	は工事請負費	
	事費は除く。)	する。		

(防音壁整備)

1 57/	0 任口	(防首壁整備)	4 共命奴隶	F
1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防音壁整	本体工事費	防音壁の整備に係る工事費につい	施設の整備(施設	別表1-9の
備		ては、1施設当たり基準額を	の整備と一体的に整	とおり
		3,640,000円(1/2相当)とする。	備されるものであっ	
			て、厚生労働大臣が	
			必要と認めた整備を	
			含む。)に必要な工事	
			費又は工事請負費	
			(7に定める費用を	
			除く。)、工事事務費	
			(工事施工のため直	
			接必要な事務に要す	
			る費用であって、旅	
			費、消耗品費、通信運	
			搬費、印刷製本費及	
			び設計監督料等をい	
			い、その額は、工事費	
			又は工事請負費の	
			2.6%に相当する額	
			を限度額とする。以	
			下同じ。)、実施設計	
			に要する費用。	
			ただし、別の補助	
			金等又はこの種目と	
			は別の種目において	
			別途交付対象とする	
			費用を除き(以下同	
			じ。)、工事費又は工	
			事請負費には、これ	
			と同等と認められる	
			委託費、分担金及び	
			適当と認められる購	
			入費等を含む。(以下	
			同じ。)	

(防犯対策の強化に係る整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防犯対策	本体工事費	防犯対策の強化に係る整備につい	防犯対策の強化に	別表1-9の
の強化に		- ては、次の取り扱いとする。	係る整備に必要な工	とおり
係る整備			 事費又は工事請負費	
		アの門、フェンス等の外構の設置、	(7に定める費用を	
		修繕等	除く。)、工事事務費	
		次のいずれか低い方の価格(以	(工事施工のため直	
		下「外構の設置、修繕等に係る見積	接必要な事務に要す	
		り額」という。)に2分の1を乗じ	る費用であって、旅	
		た額とする。	費、消耗品費、通信運	
		(1)公的機関(都道府県又は市町	搬費、印刷製本費及	
		村の建築課等)の見積り	び設計監督料等をい	
		(2)工事請負業者2社の見積り	い、その額は、工事費	
			又は工事請負費の	
		※ただし、外構の設置、修繕等に係	2.6%に相当する額	
		る見積り額が 300,000 円未満の場	を限度額とする。以	
		合は、本事業の対象としない。	下同じ。)、実施設計	
			に要する費用。	
		イ 非常通報装置等の設置	ただし、別の補助	
		次のいずれか低い方の価格(以	金等又はこの種目と	
		下「非常通報装置等の設置に係る	は別の種目において	
		見積り額」という。)に2分の1を	別途交付対象とする	
		乗じた額と 900,000 円を比較して	費用を除き(以下同	
		いずれか少ない額とする。	じ。)、工事費又は工	
		(1)公的機関(都道府県又は市町	事請負費には、これ	
		村の建築課等)の見積り	と同等と認められる	
		(2)工事請負業者2社の見積り	委託費、分担金及び	
			適当と認められる購	
		※ただし、非常通報装置等の設置	入費等を含む。(以下	
		に係る見積り額が 300,000 円未満	同じ。)	
		の場合は、本事業の対象としない。		

保育所等整備交付金における施設整備事業の国、市町村、事業者の負担割合

別表1-9

	国	市町村	事業者
下記以外	1 /0	1/4	1/4
	1/2	(※1)	(※1)
新子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市町	0.70	1/12	1/4
村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(8(1)	2/3	(※2)	(※2)
ア又は8(3)アの事業に限る。)		1 /0	1 /0
9の表の①に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対	3/4	1/8	1/8
策の強化に係る整備を除く。)	,	(※3)	(%3)
9の表の②③に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯	5. 5/10	1/4	1/5
対策の強化に係る整備を除く。)	0. 0/ 10	(※4)	(※4)

- ※1 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/2
- ※2 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/3
- ※3 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/4
- ※4 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 4.5/10
- ※5 市町村は、上記の負担割合に応じて、事業者に対し、国の負担割合分と市町村の負担 割合分の合計額を補助する。

■本体工事費

単位:千円

一个件工步员	基準額(1施設当たり)			
	標準	都市部		
定員20名以下	73,700	81,100		
定員21~30名	77,300	85,100		
定員31~40名	90,000	98,900		
定員41~70名	102,400	112,700		
定員71~100名	133,100	146,400		
定員101~130名	160,100	176,200		
定員131~160名	185,400	204,000		
定員161~190名	210,600	231,700		
定員191~220名	234,000	257,500		
定員221~250名	259,200	285,300		
定員251名以上	288,100	317,000		
特殊附帯工事	11,180			
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額	に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	;	38		
定員21~30名		29		
定員31~40名		24		
定員41~70名		20		
定員71~100名		16		
定員101~130名		14		
定員131~160名	13			
定員161名以上		12		
土地借料加算		,300		
地域の余裕スペース活	標準	都市部		
用促進加算	2,360	2,610		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。

(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交 付 基 準 額 表 (津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

単位・エロ

■本体工事費

■本体工事質		単位∶十円		
		施設当たり)		
	標準	都市部		
定員20名以下	97,300	107,200		
定員21~30名	102,000	112,300		
定員31~40名	118,700	130,600		
定員41~70名	135,300	148,800		
定員71~100名	175,800	193,400		
定員101~130名	211,400	232,500		
定員131~160名	244,700	269,200		
定員161~190名	278,100	306,000		
定員191~220名	309,000	339,900		
定員221~250名	342,200	376,500		
定員251名以上	380,300	418,300		
特殊附帯工事	14	,660		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額	に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下		38		
定員21~30名		29		
定員31~40名		24		
定員41~70名		20		
定員71~100名		16		
定員101~130名		14		
定員131~160名		13		
定員161名以上		12		
土地借料加算	21	,700		
地域の余裕スペース活	標準	都市部		
用促進加算	3,090	3,440		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む、
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち
 - 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
 - (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交 付 基 準 額 表 (待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)			
	標準	都市部		
定員20名以下	73,700	81,100		
定員21~30名	77,300	85,100		
定員31~40名	90,000	98,900		
定員41~70名	102,400	112,700		
定員71~100名	133,100	146,400		
定員101~130名	160,100	176,200		
定員131~160名	185,400	204,000		
定員161~190名	210,600	231,700		
定員191~220名	234,000	257,500		
定員221~250名	259,200	285,300		
定員251名以上	288,100	317,000		
特殊附帯工事	11,	180		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下	38			
定員21~30名	29			
定員31~40名	2	4		
中日41~70夕	20			
定員41~70名	4	0		
定員41~70名 定員71~100名		0 6		
	1	-		
定員71~100名	1	6		
定員71~100名 定員101~130名 定員131~160名 定員161名以上	1 1	6		
定員71~100名 定員101~130名 定員131~160名	1 1	6 4 3 2		
定員71~100名 定員101~130名 定員131~160名 定員161名以上	1 1 1 1 32,	6 4 3 2 200 所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路 より算出された額(路線価が定められていない地域に		
定員71~100名 定員101~130名 定員131~160名 定員161名以上 土地借料加算 定期借地権設定のため	1 1 1 32. 保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所 線価に基づき相続税における評価額の算出方法によ おいては、固定資産税評価額に国税局長が定める係 の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	6 4 3 2 200 所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路 より算出された額(路線価が定められていない地域に		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を 含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち
 - 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■不怀工事員	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	97,300	107,200	
定員21~30名	102,000	112,300	
定員31~40名	118,700	130,600	
定員41~70名	135,300	148,800	
定員71~100名	175,800	193,400	
定員101~130名	211,400	232,500	
定員131~160名	244,700	269,200	
定員161~190名	278,100	306,000	
定員191~220名	309,000	339,900	
定員221~250名	342,200	376,500	
定員251名以上	380,300	418,300	
特殊附帯工事	14,	660	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	38		
定員21~30名	2	9	
定員31~40名	24		
定員41~70名	2	20	
定員71~100名	1	6	
定員101~130名	1	4	
定員131~160名	1	3	
定員161名以上	1	2	
土地借料加算	·,	500	
定期借地権設定のため の一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域おいては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活月	標準	都市部	
促進加算	13,640	15,150	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,475	1,624	1,947	2,143
定員21~30名	1,673	1,841	2,209	2,432
定員31~40名	2,232	2,455	2,948	3,242
定員41~70名	2,809	3,090	3,708	4,078
定員71~100名	3,961	4,358	5,230	5,753
定員101~130名	4,754	5,231	6,276	6,905
定員131~160名	5,943	6,539	7,846	8,631
定員161~190名	7,134	7,847	9,416	10,359
定員191~220名	8,323	9,154	10,985	12,083
定員221~250名	9,511	10,464	12,556	13,811
定員251名以上	10,701	11,771	14,126	15,537

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位: 千円

		基準額(1施設当たり)		
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,628	2,893	3,470	3,817
定員21~30名	3,208	3,530	4,236	4,660
定員31~40名	3,890	4,278	5,135	5,648
定員41~70名	5,403	5,943	7,134	7,846
定員71~100名	8,106	8,917	10,700	11,770
定員101~130名	9,729	10,701	12,840	14,126
定員131~160名	12,161	13,376	16,052	17,658
定員161~190名	13,296	14,626	17,550	19,306
定員191~220名	15,512	17,064	20,477	22,525
定員221~250名	17,728	19,502	23,402	25,741
定員251名以上	19,945	21,939	26,326	28,960

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

単位:千円

■本体工事費

定員131~160名

定員161名以上

地域の余裕スペース活用

土地借料加算

促進加算

■个件工事具		平四.111				
	基準額(1)	施設当たり)				
	標準	都市部				
定員20名以下	55,200	60,800				
定員21~30名	57,900	63,700				
定員31~40名	67,200	74,100				
定員41~70名	76,900	84,500				
定員71~100名	99,800	109,800				
定員101~130名	120,100	132,000				
定員131~160名	139,000	152,800				
定員161~190名	157,900	173,700				
定員191~220名	175,400	193,000				
定員221~250名	194,400	213,900				
定員251名以上	216,100	237,600				
特殊附帯工事	8,3	310				
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土	:地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)				
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額	に増加定員数を乗じて加算				
定員20名以下	2	28				
定員21~30名	2	20				
定員31~40名	1	17				
定員41~70名	1	15				
定員71~100名	1	12				
定員101~130名	9					

9

12,200

都市部

2.010

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

標準

1.780

- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。 (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交付基準額表 (津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

■个件工事員	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	73,000	80,400	
定員21~30名	76,500	84,200	
定員31~40名	89,000	97,800	
定員41~70名	101,400	111,700	
定員71~100名	131,800	145,000	
定員101~130名	158,500	174,300	
定員131~160名	183,400	201,800	
定員161~190名	208,600	229,300	
定員191~220名	231,800	254,900	
定員221~250名	256,500	282,300	
定員251名以上	285,300	313,700	
特殊附帯工事	10,920		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	28		
定員21~30名	20		
定員31~40名	1	7	
定員41~70名	1	5	
定員71~100名	12		
定員101~130名	9		
定員131~160名	9		
定員161名以上	8		
土地借料加算	16,100		
地域の余裕スペース活用		都市部	
促進加算	2,360	2,610	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km/以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち
 - 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交 付 基 準 額 表 (待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)			
	標準	都市部		
定員20名以下	55,200	60,800		
定員21~30名	57,900	63,700		
定員31~40名	67,200	74,100		
定員41~70名	76,900	84,500		
定員71~100名	99,800	109,800		
定員101~130名	120,100	132,000		
定員131~160名	139,000	152,800		
定員161~190名	157,900	173,700		
定員191~220名	175,400	193,000		
定員221~250名	194,400	213,900		
定員251名以上	216,100	237,600		
特殊附帯工事	8,310			
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下	28			
定員21~30名	20			
定員31~40名	17			
定員41~70名	1	15		
定員71~100名	1	12		
定員101~130名		9		
定員131~160名	9			
定員161名以上	8			
土地借料加算	24,100			
定期借地権設定のため の一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)			
地域の余裕スペース活	用 標準	都市部		
促進加算	7,840	8,630		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- %4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。 (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額一幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
 - (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費	単位:千円

■个件工事具		<u> </u>	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	73,000	80,400	
定員21~30名	76,500	84,200	
定員31~40名	89,000	97,800	
定員41~70名	101,400	111,700	
定員71~100名	131,800	145,000	
定員101~130名	158,500	174,300	
定員131~160名	183,400	201,800	
定員161~190名	208,600	229,300	
定員191~220名	231,800	254,900	
定員221~250名	256,500	282,300	
定員251名以上	285,300	313,700	
特殊附帯工事	10,920		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	28		
定員21~30名	20		
定員31~40名	17		
定員41~70名	15		
定員71~100名	12		
定員101~130名	,)	
定員131~160名	9		
定員161名以上		3	
土地借料加算	31,800		
定期借地権設定のため の一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部	
促進加算	10,460	11,170	
7	=		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
 - (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,107	1,217	1,460	1,607
定員21~30名	1,254	1,381	1,657	1,823
定員31~40名	1,673	1,841	2,209	2,432
定員41~70名	2,106	2,318	2,781	3,060
定員71~100名	2,971	3,267	3,923	4,313
定員101~130名	3,566	3,923	4,706	5,178
定員131~160名	4,458	4,904	5,884	6,474
定員161~190名	5,349	5,885	7,063	7,768
定員191~220名	6,241	6,866	8,238	9,064
定員221~250名	7,134	7,847	9,416	10,359
定員251名以上	8,025	8,828	10,594	11,654

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,971	2,169	2,601	2,863
定員21~30名	2,407	2,647	3,177	3,495
定員31~40名	2,917	3,208	3,850	4,236
定員41~70名	4,052	4,458	5,349	5,884
定員71~100名	6,079	6,687	8,024	8,827
定員101~130名	7,296	8,025	9,630	10,594
定員131~160名	9,120	10,034	12,039	13,243
定員161~190名	9,972	10,969	13,162	14,479
定員191~220名	11,633	12,797	15,358	16,891
定員221~250名	13,296	14,626	17,551	19,306
定員251名以上	14,958	16,454	19,745	21,720

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/kml以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数 – 総定員数 × 解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	82,900	91,300	
定員21~30名	86,900	95,700	
定員31~40名	101,100	111,300	
定員41~70名	115,300	126,900	
定員71~100名	149,800	164,700	
定員101~130名	180,000	198,200	
定員131~160名	208,600	229,500	
定員161~190名	237,000	260,700	
定員191~220名	263,400	289,600	
定員221~250名	291,700	320,800	
定員251名以上	324,200	356,600	
特殊附帯工事	12,450		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	42		
定員21~30名	32		
定員31~40名	2	8	
定員41~70名	24		
定員71~100名	19		
定員101~130名	15		
定員131~160名	14		
定員161名以上	14		
土地借料加算	18,400		
地域の余裕スペース活用		都市部	
促進加算	2,720 2,970		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
 - (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費	(内成ル主併布に同じて来心は月に対応する他来	単位:千円	
	基準額(1)	を設当たり)	
	標準	都市部	
定員20名以下	82,900	91,300	
定員21~30名	86,900	95,700	
定員31~40名	101,100	111,300	
定員41~70名	115,300	126,900	
定員71~100名	149,800	164,700	
定員101~130名	180,000	198,200	
定員131~160名	208,600	229,500	
定員161~190名	237,000	260,700	
定員191~220名	263,400	289,600	
定員221~250名	291,700	320,800	
定員251名以上	324,200	356,600	
特殊附帯工事	12,450		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算 を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に	こ増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	4	2	
定員21~30名	32		
定員31~40名	28		
定員41~70名	24		
定員71~100名	19		
定員101~130名	1	5	
定員131~160名	1	4	
定員161名以上	1	4	
土地借料加算	36,300		
定期借地権設定のため の一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部	
促進加算	11,770	12,940	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に 対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
 - (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち
 - 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

	基準額(1施	i設当たり)
	標準	都市部
定員20名以下	1,660	1,827
定員21~30名	1,885	2,071
定員31~40名	2,511	2,762
定員41~70名	3,159	3,476
定員71~100名	4,457	4,903
定員101~130名	5,349	5,885
定員131~160名	6,687	7,356
定員161~190名	8,024	8,828
定員191~220名	9,362	10,298
定員221~250名	10,701	11,771
定員251名以上	12,038	13,243

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して O. 08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮設施設整備工事費

_ MANUSTAL MIS _ 7 70		1 111
	基準額(1旅	函設当たり)
	標準	都市部
定員20名以下	2,958	3,254
定員21~30名	3,611	3,970
定員31~40名	4,377	4,814
定員41~70名	6,079	6,687
定員71~100名	9,120	10,032
定員101~130名	10,943	12,038
定員131~160名	13,681	15,049
定員161~190名	14,958	16,454
定員191~220名	17,452	19,196
定員221~250名	19,945	21,938
定員251名以上	22,437	24,681

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して 0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■本体工事費

	基準額(1)	施設当たり)	
	標準	都市部	
定員20名以下	60,800	66,800	
定員21~30名	63,700	70,100	
定員31~40名	74,100	81,500	
定員41~70名	84,500	93,100	
定員71~100名	109,800	120,700	
定員101~130名	132,000	145,200	
定員131~160名	152,800	168,200	
定員161~190名	173,700	191,000	
定員191~220名	193,200	212,400	
定員221~250名	213,800	235,400	
定員251名以上	237,700	261,300	
特殊附帯工事	9,	150	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土	- 地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額	に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	3	31	
定員21~30名	2	22	
定員31~40名	19		
定員41~70名	16		
定員71~100名	13		
定員101~130名	10		
定員131~160名	10		
定員161名以上	9		
土地借料加算	13,600		
地域の余裕スペース活用		都市部	
促進加算	2,010	2,140	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/kmi以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を 含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
 - (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
 - 「保育所等整備交付金の基準額 = 基準額 幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交付基準額表 (津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

一 个怀工于良	基準額(1)	を設当たり)	
	標準	都市部	
定員20名以下	80,300	88,200	
定員21~30名	84,200	92,600	
定員31~40名	97,900	107,700	
定員41~70名	111,700	122,800	
定員71~100名	144,900	159,600	
定員101~130名	174,200	192,100	
定員131~160名	201,700	222,000	
定員161~190名	229,300	252,300	
定員191~220名	254,900	280,200	
定員221~250名	282,300	310,500	
定員251名以上	313,700	345,000	
特殊附帯工事	12,	090	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額回	に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	31		
定員21~30名	22		
定員31~40名	19		
定員41~70名	16		
定員71~100名	13		
定員101~130名	10		
定員131~160名	10		
定員161名以上	9		
土地借料加算	17,800		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部	
促進加算	2,610	2,840	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km/以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を 含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交付基準額表 (待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

単位:千円 ■本体工事費

	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	60,800	66,800	
定員21~30名	63,700	70,100	
定員31~40名	74,100	81,500	
定員41~70名	84,500	93,100	
定員71~100名	109,800	120,700	
定員101~130名	132,000	145,200	
定員131~160名	152,800	168,200	
定員161~190名	173,700	191,000	
定員191~220名	193,200	212,400	
定員221~250名	213,800	235,400	
定員251名以上	237,700 261,300		
特殊附帯工事	9,150		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算 を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	3	1	
定員21~30名	2	2	
定員31~40名	1	9	
定員41~70名	16		
定員71~100名	13		
定員101~130名	10		
定員131~160名	1	0	
定員161名以上	,)	
土地借料加算	26,500		
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部	
促進加算	8.630	9,480	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/kmのよの市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を 含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること

(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費

	基準額(1)	 色設当たり)		
	標準	都市部		
定員20名以下	80,300	88,200		
定員21~30名	84,200	92,600		
定員31~40名	97,900	107,700		
定員41~70名	111,700	122,800		
定員71~100名	144,900	159,600		
定員101~130名	174,200	192,100		
定員131~160名	201,700	222,000		
定員161~190名	229,300	252,300		
定員191~220名	254,900	280,200		
定員221~250名	282,300	310,500		
定員251名以上	313,700	345,000		
特殊附帯工事	12,090			
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額	こ増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	31			
定員21~30名	2	2		
定員31~40名	1	9		
定員41~70名	16			
定員71~100名	13			
定員101~130名	10			
定員131~160名	1	10		
定員161名以上	,	9		
土地借料加算	34,900			
定期借地権設定のため の一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)			
地域の余裕スペース活用	活用 標準 都市部			
促進加算	11,170	12,640		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
 - (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の
 - 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記	以外	津波避難対 計画に基づく	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,217	1,341	1,606	1,769
定員21~30名	1,381	1,519	1,823	2,006
定員31~40名	1,841	2,026	2,432	2,674
定員41~70名	2,317	2,549	3,060	3,365
定員71~100名	3,267	3,597	4,313	4,745
定員101~130名	3,923	4,315	5,178	5,696
定員131~160名	4,904	5,394	6,474	7,121
定員161~190名	5,884	6,474	7,768	8,545
定員191~220名	6,866	7,553	9,064	9,969
定員221~250名	7,847	8,634	10,359	11,395
定員251名以上	8,827	9,711	11,653	12,818

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

	基準額(1施設当たり)			
	右記	以外	津波避難対 計画に基づく	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,168	2,386	2,863	3,148
定員21~30名	2,647	2,913	3,496	3,844
定員31~40名	3,208	3,530	4,236	4,660
定員41~70名	4,458	4,904	5,884	6,474
定員71~100名	6,687	7,356	8,827	9,710
定員101~130名	8,025	8,827	10,594	11,653
定員131~160名	10,034	11,035	13,243	14,567
定員161~190名	10,969	12,066	14,478	15,929
定員191~220名	12,797	14,078	16,892	18,582
定員221~250名	14,626	16,088	19,306	21,237
定員251名以上	16,454	18,100	21,720	23,892

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島張興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	38,600
定員21~30名	40,400
定員31~40名	47,100
定員41~70名	53,800
定員71~100名	69,700
定員101~130名	84,100
定員131~160名	97,200
定員161~190名	110,600
定員191~220名	122,800
定員221~250名	135,900
定員251名以上	151,100

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交 付 基 準 額 表 (津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	50,800
定員21~30名	53,400
定員31~40名	62,300
定員41~70名	70,800
定員71~100名	92,100
定員101~130名	111,000
定員131~160名	128,400
定員161~190名	145,900
定員191~220名	162,100
定員221~250名	179,500
定員251名以上	199,500

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■解体撤去工事費 単位: 千円

		7-12-113
	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	773	1,021
定員21~30名	878	1,158
定員31~40名	1,171	1,546
定員41~70名	1,474	1,945
定員71~100名	2,078	2,746
定員101~130名	2,494	3,295
定員131~160名	3,120	4,119
定員161~190名	3,744	4,942
定員191~220名	4,369	5,768
定員221~250名	4,993	6,591
定員251名以上	5,618	7,414

- ※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

■以以心以正洲上于其		丰四.111
	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,380	1,822
定員21~30名	1,684	2,223
定員31~40名	2,042	2,694
定員41~70名	2,835	3,744
定員71~100名	4,256	5,618
定員101~130名	5,106	6,741
定員131~160名	6,383	8,427
定員161~190名	6,978	9,212
定員191~220名	8,143	10,748
定員221~250名	9,306	12,284
定員251名以上	10,470	13,820

畄位·千四

- ※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

単位:千円

■本体工事費

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	57,900
定員21~30名	60,800
定員31~40名	70,600
定員41~70名	80,700
定員71~100名	104,600
定員101~130名	125,900
定員131~160名	146,000
定員161~190名	165,900
定員191~220名	184,300
定員221~250名	204,200
定員251名以上	226,700

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数 = 総定員数 × 整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	1,160
定員21~30名	1,318
定員31~40名	1,758
定員41~70名	2,212
定員71~100名	3,120
定員101~130名	3,744
定員131~160名	4,681
定員161~190名	5,618
定員191~220名	6,554
定員221~250名	7,490
定員251名以上	8,427

- ※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数 × 解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※3 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮設施設整備工事費 単位:千円

一次欧洲欧亚洲——7天	TE: 117
	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	2,069
定員21~30名	2,527
定員31~40名	3,063
定員41~70名	4,255
定員71~100名	6,384
定員101~130名	7,660
定員131~160名	9,576
定員161~190名	10,469
定員191~220名	12,215
定員221~250名	13,960
定員251名以上	15,705

- ※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※3 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■本体工事費 単位: 千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	42,500
定員21~30名	44,500
定員31~40名	51,800
定員41~70名	59,100
定員71~100名	76,800
定員101~130名	92,300
定員131~160名	107,100
定員161~190名	121,600
定員191~220名	135,100
定員221~250名	149,700
定員251名以上	166,400

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交 付 基 準 額 表 (津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
定員20名以下	56,000	
定員21~30名	58,800	
定員31~40名	68,500	
定員41~70名	78,000	
定員71~100名	101,400	
定員101~130名	121,900	
定員131~160名	141,200	
定員161~190名	160,400	
定員191~220名	178,400	
定員221~250名	197,500	
定員251名以上	219,600	

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■解体撤去工事費 単位: 千円

7,111,100	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	851	1,124
定員21~30名	967	1,276
定員31~40名	1,288	1,701
定員41~70名	1,622	2,141
定員71~100名	2,286	3,020
定員101~130名	2,746	3,623
定員131~160名	3,430	4,531
定員161~190名	4,119	5,437
定員191~220名	4,806	6,344
定員221~250名	5,494	7,250
定員251名以上	6,179	8,157

- ※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位: 千円

		7-12-11-3
	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,518	2,004
定員21~30名	1,853	2,446
定員31~40名	2,246	2,963
定員41~70名	3,120	4,119
定員71~100名	4,681	6,179
定員101~130名	5,618	7,414
定員131~160名	7,022	9,268
定員161~190名	7,677	10,132
定員191~220名	8,957	11,825
定員221~250名	10,236	13,513
定員251名以上	11,517	15,202

- ※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交 付 其 進 額 表

■本体工事費

単位:千円

=17117=73		
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	73,700	81,100
特殊附帯工事	11,180	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
用政华哺复加昇	38	
土地借料加算	16,300	
地域の余裕スペース活用	標準	都市部
促進加算	2,360	2,610

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額一幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(国間重負担割合を乗じた額)
 - 交 付 基 準 額 表 (津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位·千円

■本体工事質		
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	97,300	107,200
特殊附帯工事	14,660	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
用政华哺复加昇	38	
土地借料加算	21,700	
地域の余裕スペース活用	標準	都市部
促進加算	3,090	3,440

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/kmi以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額一幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額・認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交 付 基 準 額 表

(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■木休工車弗

促進加算

甾位·**壬**田

■不停工事員			
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	73,700	81,100	
特殊附帯工事	11,	180	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加 算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
用政华哺复加昇	38		
土地借料加算	32,200		
定期借地権設定のため の一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する 国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定 められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に 別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活用 標準 都市音		都市部	
促進加算	10,460	11,520	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島以は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、共産経済は1952年のである。またでは、1452年の14年においている。またでは、1452年の14年においている。またでは、1452年の14年においている。またでは、1452年の14年においている。またでは、1452年の14年においている。またでは、1452年の14年においている。またでは、1452年の14年においている。またでは、1452年の14年においている。またでは、1452年の14年においている。またでは、1452年の14年においている。またでは、1452年の14年においている。1452年の14年においる。1452年の14年によりにはいる。1452年の14年においている。1452年の14年においている。1452年の14年によりにはいる。1452年の14年によりにはいる。1452年の14年によりにはいる。1452年の14年によりにはいる。1452年の14年によりにはいる。1452年の14年によりにはいる。1452年の14年によりにはいる。1452年の14年によりにはいる。1452年の14年によりにはいる。1452年の14年によりにはいる。1452年の14年によりにはいる。1452年の14年によりにはいる。1452年の14年によりにはいる。1452年の14年によりにはれる。1452年の14年によりにはれる。1452年の 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。 (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の

 - 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

_■本体工争复	<u> </u>		
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	97,300	107,200	
特殊附帯工事	14,	660	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
用政华哺其加昇	38		
土地借料加算	42,500		
定期借地権設定のため の一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する 国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定 められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に 別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活用			

15 150

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

13.640

- 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。 (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額ー基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額・認定ことも園施設整備変付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

■解体撤去工事費 単位: 千円

				<u> </u>
	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,475	1,624	1,947	2,143

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

				一一一 一一 一 一 1 1 1
	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,628	2,893	3,470	3,817

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/kml以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島展興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交 付 基 進 額 表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	55,200	60,800	
特殊附帯工事	8,310		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
用政华哺食加昇	2	8	
土地借料加算	12,200		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部	
促進加算	1,780	2,010	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1.000人/㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島以は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交 付 基 準 額 表 (津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

■个件工争貝	単位: 十口		
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	73,000	80,400	
特殊附帯工事	10,920		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
用政华渊复加昇	28		
土地借料加算	16,100		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部	
促進加算	2,360	2,610	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの 費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額一幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■太休工事费

畄位·千四

- イドアナナス		+ 位 · [1]	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	55,200	60,800	
特殊附帯工事	8,3	310	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
用政华哺其加昇	28		
土地借料加算	24,100		
定期借地権設定のため の一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管す 税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定 れていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別 -9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部	
促進加算	7,840	8,630	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日まで
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和20年法律第129号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。 (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交 付 基 準 額 表 (津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■太休工事费

畄位·千四

■个件工事具	平二字具 平位:11		
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	73,000	80,400	
特殊附帯工事	10,	920	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算 を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
用政华哺复加昇	28		
土地借料加算	31,800		
	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する 税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定めれていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別: -9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部	
促進加算	10,460	11,170	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積ノ整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日まで
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、
 - 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。 (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

 - が保連携型認定ことも園の保育所部分と初稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対家事業のつち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額(こいには、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額 − 幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

■解体撤去工事費 単位: 千円

=/// IT/IN/A = 7 A	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,107	1,217	1,460	1,607

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (昭和44年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

				<u> </u>
	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,971	2,169	2,601	2,863

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島張興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■本体工事費

一 イ・バーナス		一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	82,900	91,300	
特殊附帯工事	12,4	12,450	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
別記準備費加算 次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		に増加定員数を乗じて加算	
用政华佣复加昇	4:	2	
土地借料加算	18,400		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部	
促進加算	2,720	2,970	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- %3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※7 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交 付 基 準 額 表 (待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■太体工事費

単位·千円

■个件工事具	+ L - 1 1 1		
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	82,900	91,300	
特殊附帯工事	12,	450	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土 を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に	こ増加定員数を乗じて加算	
用政华哺复加昇	42		
土地借料加算	36,300		
定期借地権設定のため の一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管す税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定られていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部	
促進加算	11,770	12,940	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※7 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。

(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち
 - 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
 - (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

■肝肝肌以上于良		+ 位: 111	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	1,660	1,827	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮設施設整備工事費

	基準額(1施	記当たり)
	標準	都市部
定員20名以下	2,958	3,254

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km³以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村 については、標準の基準額を適用する。
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■本体工事費

単位:千円

■ 竹竹 二 子 又		一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一					
	基準額(1施設当たり)						
	標準	都市部					
定員20名以下	60,800	66,800					
特殊附帯工事	9,1	50					
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)						
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算						
用政华哺复加昇	31						
土地借料加算	13,600						
地域の余裕スペース活用	標準	都市部					
促進加算	2,010	2,140					

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/kmi以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除る、千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交 付 基 準 額 表 (津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

■本体丄事質		単位:十円				
	基準額(1)	拖設当たり)				
	標準	都市部				
定員20名以下	80,300	88,200				
特殊附帯工事	12,	090				
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)					
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算					
用政华佣复加昇	31					
土地借料加算	17,800					
地域の余裕スペース活用	標準	都市部				
促進加算	2,610	2,840				

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/kii以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの 費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除る。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■个件上争复		単位∶十円					
	基準額(1施設当たり)						
	標準	都市部					
定員20名以下	60,800	66,800					
特殊附帯工事	9,1	50					
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土 算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)					
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算						
用政华哺其加昇	31						
土地借料加算	26,	500					
定期借地権設定のため の一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する 国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定 められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に 別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)						
地域の余裕スペース活用	標準	都市部					
促進加算	8,630	9,480					

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日まで
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域 奄美群島振興闘発 金ンと前位にもいて、 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。 (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費		単位∶千円				
	基準額(1)	色設当たり)				
	標準	都市部				
定員20名以下	80,300	88,200				
特殊附帯工事	12,	090				
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加 算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)					
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算					
用政华佣复加昇	31					
土地借料加算	34,	900				
定期借地権設定のため の一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する 国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の11:別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)					
地域の余裕スペース活用	標準	都市部				
促進加算	11,170	12,640				

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数 = 総定員数 × 整備する面積 / 整備後の総面積] で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日まで の費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、熊島振興法(昭和28年法律第17号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第17号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗して得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

■解体撤去工事費 単位: 千円

				十一一 ・			
		基準額(1施設当たり)					
	右記	以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合				
	標準	都市部	標準	都市部			
定員20名以下	1,217	1,341	1,606	1,769			

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

一次欧洲欧亚洲一千天				7 2 113				
		基準額(1施設当たり)						
	右記	以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合					
	標準	都市部	標準	都市部				
定員20名以下	2,168	2,386	2,863	3,148				

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

(様式1-1)

 第
 号

 年
 月
 日

地方厚生(支)局長 殿

市町村の長

(元号) 年度保育所等整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申 請 額 金 円

2 整備計画等概要 別紙のとおり(別紙1 様式1-2)

3 申請額算出内訳 別紙のとおり(別紙1 様式1-3)

(添付書類)

- ・市町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本
- (注)厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙1

(様式1-2)

保育所等整備計画書・防音壁設置計画書・防犯対策強化整備計画書

市町村名: 県 市

整備計画等の概要

(単位:千円)

施設名	施設種別	設置主体	所 在 地	整備区分	対象経費の 支出予定額	交付金 申請額	年次計画	抵当権 設定の 有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
		合計						

⁽注)抵当権設定の有無は、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業以外の場合に記入すること。 但し、建物に係る根抵当権は設定できない。

様式1-2 記入要領

市町村名の欄には、都道府県名も合わせて記入すること。

<整備計画等の概要>

整備予定の保育所、認定こども園等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の支出予定額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

- ※「施設種別」:整備後の施設種別(保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定 こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚 園型認定こども園分園、小規模保育事業所の別)を記入すること。
- ※「整備区分」: 創設・増築・増改築・改築・大規模修繕等・民老・防音壁整備 防犯対策強化整備のための門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合は「外構」、 非常通報装置等の設置の場合は「非常通報装置等」 の別を記入すること。
- ※「交付金申請額」:「交付金申請額」を算出し、記入すること。
- ※「年次計画」:単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「(元号) 年度●●%~ (元号) 年度●●%」と記入すること。
- ※「抵当権設定の有無」: 平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添 1 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」 第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無について、〇を付すこと。
- ※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分(整備計画に基づく主な整備目的)を記入すること。

保育所等整備交付金申請額內訳

市町村名: 県	市									V	* 1 N 4 12 W	1文刊 金甲請	1DK F J DV						
区分	ħ	施設名		総	事業	类 費	寄信	付金その他の収入 額等	差引額		対象経費の 支出予定額	選定額	交付基礎額 (設計料加算、開設準備費加算、 土地倍料加算、定期倍地構設をのた めの一時金加算を除ぐ)	交付基础 豪雪地域等加算	整額の算定 交付基礎額 (設計料加算、開設準備費加算、 土地信料加算、定期信地機設定のた めの一時金加算分)	算定額合計	交付金基本額	交付金所要額	市町村負担額
8の(1)アに基づく 保育所等				A		P.	В	円	C (=A- B) 円:	D (≦ A) 円	E H	F H	G (= F × 8%)	н 円	I (= F + G + H) 円	J Al	円 円	L P
施設整備事業 [定額2/3相当]	小	計	0																
8の(1)イに基づく 保育所等 施設整備事業 [定額1/2相当]																			
9の表の①に基づく保育所等	小	計	(2)																
施設整備事業 [定額3/4相当]	小	計	3				L												
9の表の②③に基づく 保育所等 施設整備事業 [定額5.5/10相当]	小	計	4																
8の(2)に基づく 保育所機能部分 施設整備事業																			
[定額1/2相当] 9の表の①に基づく 保育所機能部分 施設整備事業	小	計	(5)																
[定額3/4相当] 9の表の②③に基づく	小	計	6																
保育所機能部分 施設整備事業 [定額5.5/10相当]	小	計	Ŷ																
8の(3)アに基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 [定額2/3相当]	小	1	8																
8の(3)イに基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 [定額1/2相当]	小	71	9																
9の表の①に基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 [定額3/4相当]	小	21	(10)																
9の表の②③に基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 [定額5.5/10相当]	ıl.	計	m																
8の(4)に基づく 防音壁整備事業 [定額1/2相当]	ή. Δ1.		0																
8の(5)①に基づく 防犯対策強化 整備事業	7l,	#	(12)																
[定額1/2相当] 8の(5)②に基づく 防犯対策強化 整備事業	小	計	13																
[定額1/2相当]	小 +⑦+®+⑨+⑩	# +0+0+0+0+	(14) -(9)																

⁽¹⁾ 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2) A欄、B欄、D欄には、複数年事業の場合であっても事業全体の額を記入すること。
(3) E欄には、C欄の額とD欄の額を比較して少ないおうの額に2/3(又は1/2、3/4、5.5/10)を乗じた額を記入すること。(小数点以下切り捨て)
(4) E欄、I欄、J欄及びに欄のが計及び合計の欄については、内訳の全額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。(小数点以下切り捨て)
(5) G欄には、設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算及び定期借地権設定のための一時金加算を除いた交付基礎額に対して、0.08を乗じて得た額を記入すること。(千円未満切り捨て)
(6) J欄は、E側の額に陽の窓を比較して必ないほうの都を記入すること。(千円未満切り捨て)
(7) K欄は、J欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。

第号年月日

地方厚生(支)局長 殿

市町村の長

(元号) 年度保育所等整備交付金の事業実績報告について

(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号) 年度保育所等整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 円
- 2 整備計画等実績の概要 別紙のとおり (別紙2 様式1-2)
- 3 精算額算出内訳 別紙のとおり(別紙2 様式1-3)
- 4 事業実績報告書 別紙のとおり(別紙2 様式1-4)
- 5 市町村及び設置主体の歳入歳出決算書(見込書)抄本

(注)厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙2

(様式1-2)

保育所等整備計画・防音壁設置計画・防犯対策強化整備計画実績の概要

市町村名:	県	市
	(単位:	千円)

1. 整備計画等実績の概要

施設名	施設種別	設置主体	所 在 地	整備区分	対象経費の 実支出額	交付金 精算額	年次計画	抵当権 設定の 有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
		合計						

- (注)抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。
- (注)抵当権設定の有無は、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業以外の場合に記入すること。

2. 整	備計画等と実績との比較及び進捗状	況

保育所等整備交付金精算額內訳

市町村名: 県	市							W 19 /	打守登1佣父17	32. 16 57 104 F J	IV.						
				П				1		なけ 其積	整額の算定				1		
区分	施設名	総	事 業	費	寄付金その他の収 入額等	差引額	対象経費の 実支出額	選定額	交付基礎額 (設計科加算、開設等機費加算、 土地信料加算、定期信地構設定のた めの一時全加算を除く)	豪雪地域等加算	交付基礎額 (設計析加算, 政府信息報報を 土地信料加算, 皮病信息機変をのた めの一時金加算分)	算定額合計	交付金基本額	交付金所要額	交付金 交付決定額	交付金 受入済額	差引 過△不足額
		Α		円	в н	C (=A- B)	円D (≦ A) 円	E F	F F	G (= F × 8%) F	н в	I (= F + G + H) 円	ī 円	к н	L F	ям в	9 N (=M-K) P
8の(1)アに基づく					,					_ (,				
保育所等 施設整備事業 [定額2/3相当]	小計	0															
8の(1)イに基づく																	
保育所等 施設整備事業 [定額1/2相当]	小 計	2															
9の表の①に基づく																	
保育所等 施設整備事業 [定額3/4相当]	小 計	3															
9の表の②③に基づく																	
保育所等 施設整備事業 [定額5.5/10相当]	小 計	4															
8の(2)に基づく																	
保育所機能部分 施設整備事業 [定額1/2相当]	/\ #\	6															
	O, BI							1			1				1	1	
9の表の①に基づく 保育所機能部分 施設整備事業																	
[定額3/4相当]	小 計	6															
9の表の②③に基づく 保育所機能部分 施設整備事業																	
[定額5.5/10相当]	小 計	7															
8の(3)アに基づく																	
小規模保育事業所 施設整備事業 [定額2/3相当]	小 計	8															
8の(3)イに基づく																	
小規模保育事業所 施設整備事業																	
[定額1/2相当]	小 計	9															
9の表の①に基づく																	
小規模保育事業所 施設整備事業						1											
[定額3/4相当]	小 計	10				1		l	1		İ				İ	1	
9の表の②③に基づく				_													
小規模保育事業所 施設整備事業						1											
[定額5.5/10相当]	小計	(1)															
00(4)5# 21											1 /	1					
8の(4)に基づく 防音壁整備事業																	
[定額1/2相当]	小計	(12)				+											
8の(5)①に基づく		i				İ									1		
防犯対策強化																	
整備事業 [定額1/2相当]	小計	(3)				+			<u> </u>						<u> </u>		
8の(5)②に基づく						İ		1	Ì			1			Ī	İ	
防犯対策強化																	
整備事業 [定額1/2相当]		-				1		1	1						1		1
		14				 						1			1	1	
	+6+7+8+9+0+0+0+0+0+0+	80										1		l .	1	1	1
	※本分子ス 単 /ナップ/たナース																

⁽¹⁾ 工事請負契約等を絡結する単位で作成すること。
(2) A隅、B欄、D欄には、複数年事業の場合でわっても事業全体の額を記入すること。
(3) E欄には、C欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に2/3(又は1/2、3/4、5.5/10)を乗じた額を記入すること。(小数点以下切り捨て)
(4) E欄、I欄、J欄及びK欄の小計及び合計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。(小数点以下切り捨て)
(5) G欄には、設計科加算、開設準備費加算、土地借料加算及び定期借地権設定のための一時金加算を除いた交付基礎額に対して、0.08を乗じて得た額を記入すること。(千円未満切り捨て)
(6) J欄は、民間へ刻と脚の部を比較して少ないほうの額を記入すること。(千円未満切り捨て)
(7) K欄は、J欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。(千円未満切り捨て)

事業実績報告書

							8道府県				(局)	课名					
交付金	施設和	重別				-	市町村名	5		担	当者名						
(フリガナ) 施 設 名	Ų				(フリガナ) 設置主体					経営	(7)	Jガナ) 称					
所在地	(移転前)				(移転後)	<u> </u>				主体		· 社会福祥		 学校法人	・その他	(新) —
事業区分	認定こ	ども園整値		幼稚園	 耐震化整備	; ;	防犯	対策整		認定こども			付金を活	5用する	場合、記	亥当す.	既 る事業区
	創設(」 増第	<u>ε</u> () #	 曾改築 〔	改築			施計種別	文 救備	分に〇をf 前 ⇒ §			一般整備	į ·	地域0	D余裕:	スペース
整備区分	大規模	修繕()	の百堂 整備事		犯対策 (外構)		対策(非 装置等)		变	⇒		方式	地域(の余裕ス・	ペース	: 施討	设名等
申請の有無	□保育所等	整備交付	寸金 □	認定こと	ビも園施設	を整備す	を付金	他の神	前助金申請の有	Ħ							
定員	現在:	名 ⇒ 埠	曽減	名 ⇒	整備後	名				備前 備前	階		nî ⇒ 告 ⇒	整備後 整備後		皆	㎡ 造
■ 年次計画 -	単年度 (継 続 (年度 年度	% %		 =度	%)	民 老 分 (参 考)) (※「有」・ 内に「金額 (国庫協議		(「有」の	場合は () 千円)	発第061200	1号 平成20年	児童福祉施設。 6月12日厚生労 を提出すること	働省雇用均	ついて」(雇児)等・児童家庭
建築年		F度 国庫	車補助の	無	:	財産処況			要の有無	施契	約	年 月	日(元号)	年	月	B
既 (経過年 の存 老朽度		+) (有」「無」を)に「年度」	記入し、「有」 「金額」を記え	λ	() [.し、「有」 .用」「その	の場合は D他」を記入	行	I	年 月		元号)	年	月	日
状 ニュー		5)	(年度)	財産処分の科	種類		,	実品		年 月		元号)	年	月	日
現	断 Is/Iw 9	6 IL	J	(千円)	()) ()	績	肝予	定年	月日(兀号)	年	月	日
. ' ,	くりの使用の有 目されている		法令・必 確認済み						の提出 (元5			工事の	際の職	員・園	見の安全	性確保	の方法
NO Att is	用されていない	, i (🗆]その他)	L事着手(事前届出	の実施(元号		月日						
用,所	有(m ^î ,	用地未決	定の場合	合におけ	ける手続きの	の状況						ſ	 危険地区
地 買 の	収 (令和	年	月)		m²											- 1	指定の有 無
状	地(地上	権 賃借		月借地権 角	· 民員丁/	用地につ	いて(カ	也域住戶	民との調整料	犬況・環境	竟等)						有・無
況 ¦ (借	用の相手)		m												
施設整備区	分		保育	所等整備3	交付金部分		交付基準		認定こども	, 園施設整	備交付	金部分			大規模修 対策強化		
		(定員等)		(計算式等)		(基準額	i) (定員等)		上 算式等)		(基準	重額)	公的]機関見和	責額	
本体 (冷暖·浄化·EV·事務費)			! ! !		;				! ! !								円
特殊附帯工事費			! !		1				! ! !					工事	請負業	者見積	額
地域の余裕スペース活用促	進加算		 		; ; ;												円
設計料加算			i ! !		î 1 1				i I I								
開設準備費加算) - -		1												
土地借料加算			! !														
定期借地権設定のための一	-時金加算		i !														
解体撤去工事費 (木・非木)			! !						! !								
仮設施設整備工事費			<u>.</u>		!				! !								
計 (a)							千円						千円				
対象経費の実支出	l額 (b)													1			
		※実支出額	質定表に	詳細を記載・	ください		千円						千円	J			
総事業費(c)							千円						千円				
寄付金その他の収入額	(d)						千円						千円				
(c-d)×補助率 (e)							千円						千円				
実支出額(b) ×補助率(f)							千円						千円				
(e)と(f)を比較して 小さい方(g)							千円						千円				
(a) と (g) を比較して小	いさい方 (h)						千円						千円				
(h) × 進捗率 (h'							千円						千円				
※ 複数年事 と。	業の場合は(h)	×進捗率で	当該年度分	}(h')を算出	台。2か年目以	降の場合	は、前年	までの	協議書及び交	付決定通知	旧書の写	しを添付す	するこ	_			
都道府県の交付決定額	(i)			_			壬円						千円				
+ / ^ = +=							T							- 1			
交付金の額							# B						2.0	I			

[※] 保育所等整備交付金部分については (h)。複数年事業の場合は(h')。 ※ 認定こども園施設整備交付金部分については、 (h)と(i)を比較して小さい方。複数年事業の場合は(h')と(i)を比較して小さい方

ħ	施設種別	į					ħ	施 設:	名									机关点	明日	 市町村名
		<u>.</u>							-									<u> 110 担</u> 化	[宗・[<u> </u>
		年齢	0	1	2	3	4	5	合 함	t	支	支給認定	ミこど	ŧ	1号	2号	3号	合	計	
		定員								0	給	整備前の	定員	内訳					0	1
	整備前	現員								0	内認定	整備後の)定員	内訳					0	-
			(租	<u> </u> 員/定員	<u>」</u>					%	北区	定員にと	かる	1문구	ど±.の	割合			%	-
			(56.	貝/ 足り	- Z /		1			0	分 別	定員に占					Δ		<u> </u>	-
		定員	, ,, -	- alle -t- /-	218 0 4					U		上 大率の算と			5 T C 1	の別			90	
	整備後			業を行			病後児型	\ 左 左			(12)	3 1 00 91 1	-,,,,	,						
		み児・2			未(7内グ	7年。	内板汽尘	7 211												
		()	を行	う場合の	人数												
	区	分		適食	合状況		延面	積				j	夏	低	基	準	面	積	等	
	乳	児 室						m	1. 65 m ²	× 2	2 歳未	満児定員?	数 (人)	=		m	î	
	ほる	ふく室						m	3. 3m²	× 2	歳未;	満児定員	数 (人)	=		m	້ຳ	
	小	計		(適	· 否)		m [*]												
最低	保	育 室						m	1. 98 m ⁸	× 2	歳以.	上児定員	数 (人)	=		m	້ຳ	
基		戯 室						m	4	× 2	2歳以.	上児定員	数 (人)	=		m	ٱ	
準適	小	計		(適		_		m												
合状		理室			• 否			m ²												
沢	便	務室		(適 (適				m [*]												
へ 整		の他		() 但				m [†] m [†]	1											
備		特預かり						m²	4											
後)		? · 病後																		
		規型・						m	=											
		女子育で		相談室				m [*]	-		,		·							
		\遊戯場	5				_	mî				場 (上児定員			۲)	=		m	2	
	70	D他(合		Ē-	ŀ	-1		m [*] m [*]	1				適・召		χ,				'	
\vdash	1			п		主主					c'a Mi	Α \	100 E	1/			_			
	建物の配	面積			建築電延べる				施工期間 〇解体撤		- 車									
施	〇解体指	数去工事	<u> </u>		進八屆	山恨			きまれる 音工年											
設整	建物の		•					m [*]	+ • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	-										
備に	建物の								〇仮設施											
に係る	建築年								着工年	月日	1									
事	補助金	会の区分				年度			完成年	月E	3									
業	処分	(取り壊	{し)	年月日																
内容	〇仮設旅		-																	
	建物σ							m												
1	建物の)構造						造												

資	区分	交付金	市町村						設置	置者負	担				総事業費
	巨刀	文刊並	負担額	一般財源	地	方	債	医療機構等借入	寄	付	金	地方単独補助		計	心尹未其
金	施設	千円	千円	千円			千円	千円			千円	千円	千円	千円	千円
内	厚生労 働省分														
'	文部科 学省分														
訳	計														
	市町村	の予算措置状況	当初	補工	Ε (ļ	月) 設置主	(体の)予算	措置	状況	当初	補正(月)

- 〈厚生労働省提出資料〉
 1・請負の場合は、工事請負契約書の写し
 2 直営の場合は、支払領収書の写し
 3 賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し(仮設施設整備のみ)
 4・工事完了を確認するに足る検査済証の写し
 5 (建築基準法第7条第5項又は大18条大18項の規定による検査済証)
 6・各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
 7・建物中の国(建築面積を明記したもの)及び立面図
 8・建物内外主要部分の写真
 9・工事契約金額報告書(別紙2様式1-5)
 #・その他必要な書類

 番
 号

 年
 月

 日

各 市 町 村 長 殿

 〇〇法人〇〇会

 理事長
 〇〇
 〇〇

施工業者 株式会社△△建設 代表取締役 △△ △△

工事契約金額報告書

発注者(委託者)○○法人○○会と請負者(受託者)株式会社△△建設は、◇◇◇保育所建設工事に係る工事請負契約(設計監理委託契約)を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	乡	2約年月	日			金額
当初〇〇工事請負契約	(元号)	年	月	日	金	円
○○変更(追加)契約	(元号)	年	月	П	金	円
	(元号)	年	月	П	金	円
設計監理委託契約	(元号)	年	月	П	金	円
	(元号)	年	月	日	金	円

保育所等整備交付金調書

玉		地	方 公	共 E	五 体	
	歳	入	歳		出	
歳 出 予 算 科 目 の	交付決定 額 科 目	予 算 現 額 収 入 済 額		うち交付金 相 当 額 支 出 済 額		備考 うち交付金 目 当 額
	В	н н	А	H H	繰 越 額 円 円 円	н
(項)						
(目)						

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が 目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(元号) 年度保育所等整備交付金による施設の工事着工報告書

(市町村名) 〇〇県 〇〇市

施 設 の 種 類			į	施設	の名称	ī				ā	全置 団	体		
	構造		_造							Ī	直営・請負	の別		
7444 0 4444 77 75	74.65.77.14		2	- +						与	平 約 年 月	月 日		
建物の構造及び面積	建築面積		_m²	工事	費合	T			円	着	雪工年	月 日		
	延面積		_m²							F	完成 予 定 年	月日		
		年	∄	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	金額	F	9	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
出来高	%	Q,	6	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(注) 厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

(元号) 年度保育所等整備交付金による施設の工事進捗状況報告

施	設	名	設 置	主体	創設、増築	交	付 金	額	12月末	日の	3月末日	目まで	繰越見込高	繰越	見込	、額	備	· 考
					等の別	А		円	出来高 B	%	の出来 C	5見込 %	D (100-C) %	E (A ×	U)	円		
								1 1		/0		/0	D (100 0) 78	L (A A	<i>D)</i>	I J		
^^^^	^^^^	·////	\	^^^^	!	! 	·····	~ ~~~	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	·//·/	<u>'</u>	·····	<u> </u>	<u>'</u>	·////	~~~	·····	^^^
^////	^^^^	·////	<u> </u>	^^^^			·/////	~~~	<u> </u>	·////		·////			·////	~~~~	`````	^^^^
合	計	-																

 第
 号

 年
 月

 日

地方厚生(支)局長 殿

市町村の長

(元号) 年度保育所等整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

(注) 厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

(別 紙)

				交	付	決	定	の	内	容			年	度	内道	遂 行	· 月	€ 績	7 7	上年	度	繰	越	額	事	業実	尾 施	更期	間		
事	業	名	事	業	費円	交基	付本	金額円	交	付 金	額円	事 業 実 績	費 支 見 辺	₹ 払 込 額 円	事進担	業 歩 率 %		·付金受入額 円	事	業	費円	交	付	金円	着手	年 月	完年	記了 [、] F	予 定 月	摘	要
																		······													

 第
 号

 年
 月
 日

地方厚生(支)局長 殿

市町村の長

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号) 年度保育所等整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 整備計画等内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 第15条の規定による確定額又は事業実績報告書による精算額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要交付金等返還相当額) <u>金</u>円
- 4 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

(注) 厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。